八雲町立野田生小学校いじめ防止基本方針



平成25年12月1日 (令和3年3月29日改定)

はじめに

「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

- 1 いじめに対する基本的な考え
- (1) 基本理念
 - ①いじめの防止等に関する基本的な考え方 ②いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
 - ①いじめの定義
 - ②いじめの内容~具体的ないじめの態様
 - ③いじめの要因
- (3) いじめの解消
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 2 いじめ防止のための施策
- (1) 学校の責務
 - ①学校の責務
 - ②教職員の責務
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ①意義
 - ②本校の取組
- (3) いじめの防止等の対策のための組織 [いじめ防止対策委員会]
 - ①設置の意義
 - ②構成
 - ③体制の整備
 - 4)役割
- (4) 未然防止のための取組
- (5) 早期発見のための取組
 - ①いじめの積極的な認知
 - ②いじめの実態把握
 - ③アンケート調査
 - ④その他の取組
- (6) 保護者, 地域住民への啓発
 - ①保護者の責務
 - ②地域の役割
- (7) 日常の指導体制(未然防止,早期発見)

- 3 重大事態への対処
 - (1) 重大事態への対処
 - (2) 重大事態の定義
 - (3)「八雲町子どものいじめ防止条例」に基づくいじめを認知した場合の報告フロー図
- 4 その他
- (1) 学校評価における留意事項
 - ①日常の取組
 - ②学校評価(自己評価及び学校関係者評価)
- (2) 学校いじめ防止基本方針の改定
- 5 「学校いじめ防止基本方針」(要約版)
- 6 いじめ防止のための全体計画
- 7 年間指導計画

別添1 日常の指導体制(未然防止・早期発見)

別添2 緊急時の組織的対応(いじめへの対応)

別添3 いじめが発生した場合の指導の手順

別添 4-1 「八雲町子どものいじめ防止条例」に基づく いじめを認知した場合の報告フロー図

別添 4-2 重大事態への対処フロー

別添5 いじめの早期発見のためのチェックリスト

別添6 いじめの問題への対応チェックリスト

八雲町立野田生小学校 いじめ防止基本方針

平成 2 5年 1 2月 1日策定 平成 3 0年 4月 1日改定 令和 2年 9月 3 0日改定 令和 2年 1 2月 1 0日改定 令和 3年 3月 2 9日改定

はじめに

本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」に則り、『八雲町立野田生小学校「学校いじめ防止基本方針」』を 策定する。

1 いじめに対する基本的な考え

(1) 基本理念

① いじめの防止等に関する基本的な考え方 すべての児童が自分が必要とされる存在であると感じ,互いの違いを認め合い,支え合うこと ができるような取組を進めることで,学校の内外を問わず,いじめが行われなくなるようにする。

② いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・いじめの芽はどの児童生徒にも生じるという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじ めがおこなわれなくなるようにすること
- ・全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- ・いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を 克服すること

《留意事項》

- いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの定義

① いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校等当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

※「一定の人間関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。

《留意事項》

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配かけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても,意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい,いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく,加害児童としても巻き込まれることや被害,加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ,対応する。

なお、かるい言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」で情報共有して対応する。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断 するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として以下のような特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障がいを含む障がいのある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童, 国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
 - ・新型コロナウイルスに感染した,または濃厚接触者となった。家族に同様な症状が出た者がいるなど新型コロナウイルス感染症につながる児童

② いじめの内容~具体的ないじめの態様

- 冷やかしからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

犯罪行為(傷害,暴行,窃盗,恐喝など)として取り扱われるべきと認められ,早期に警察に相談することや,児童の生命,身体または財産に重大な被害が生じるような事案については,教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で,早期に警察に相談・通報して対応する必要がある。

また、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、くり返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

③ いじめの要因

- いじめの芽は、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽は どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人のふるまいを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」 の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級やその他の活動等の所属集 団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。

そのため、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が 過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○ いじめは、児童の人権にかかわる重大な問題であり、大人も児童も、一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識をも持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。

そのため、児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」 状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は本校の「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階絵判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ尾に係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し,心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定

し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用 し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」 状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容 易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童につい ては、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ防止のための施策

(1) 学校の責務

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進める。

① 学校の青務

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が 安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とのかかわり、他者 の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組とどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、 児童の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを 持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童 やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確 認した上で、いじめが行われている場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、 いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対 応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、 認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携 した取組を進める。

② 教職員の責務

○ 教職員は、児童理解を深め、信頼関係を築き、児童の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないように努める。

- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員は、「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の 上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別 的な態度や言動が自動を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよ う十分留意する。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有する などして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

法や国の基本方針,道や八雲町の条例,基本方針を踏まえ,全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ,互いの違いを認め合い,支え合い,安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等,いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

① 意義

- いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、 児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

② 本校の取組

- この学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、 教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。
- この学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- この学校いじめ防止基本方針を見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。 また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして 児童の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- 策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページに掲載するなどの方法により、児 童や保護者、地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じ る。
- この学校いじめ防止基本方針の内容は、必ず入学時・各学年の開始時に資料を配布するなど して、児童、保護者、関係機関等に説明する。 なお、年度途中の転入、編入学等の場合には、同様に当該児童及びその保護者に説明する。

(3) いじめの防止等の対策のための組織〔いじめ防止対策委員会〕

① 設置の意義

- 特定の教職員で問題を抱え込まず学校組織的に対応することにより、複数の目による状況の 見立てを図る。
- いじめ防止対策委員会を中心に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部経験者等の外部専門家の参加を

得ながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

② 構成

- 自校の複数の教職員及び場合によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
- 管理職,生徒指導担当教員,養護教諭,学級担任,学校医等から学校の実情に応じて決定する。
- 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- 可能な限り、スクールカウンセラー等の外部専門家の参加を得る。
- 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- 教員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、 事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験できるようにするなど、未然防止・早期 発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正 に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。

③ 体制の整備

気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行い やすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、 校内の「いじめ防止対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、 教職員に周知徹底する。

- 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。
- 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。
- いじめが疑われる些細な兆候や懸念,児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく,又は対応不要であると個人で判断せず,直ちに全て報告・相談する。
- 当該組織に集められた情報は個人の児童ごとに記録するなど,複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど,機動 的に運用する。

④ 役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口とする。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに 係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む)があったときには緊急会議御開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の 役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対するに対する指導の体制・対応方針の決定 と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を 行う。
- 被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、本校の「いじめ防止対策委員会」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。

(4) 未然防止のための取組

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに 向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議 論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、児童に対して、傍観者とならず、本校の「いじめ防止対策委員会」への報告をはじめと するいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童が規律正しい態度で主 観的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活 の節目の指導に適切に反映する。
- 児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
 - ・子ども理解支援ツール「ほっと」
 - ・学校種間の円滑な接続を図る取組の成果の活用 など
- 児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組
 - ・児童のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果 の活用
 - ・学校力の向上や児童の学力向上を図る取組の成果の活用 など
- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階の応じた道徳教育の充実を図る。
 - ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践
 - ・道徳教育等に関する実践成果の活用 など
- 児童の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自 然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
 - ・地域の環境を生かした教育活動やふるさとのよさを生かした教育活動の実施
 - ・地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践/豊かな体験活動等に関する実践成果の活用 など
- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
 - ・人権について学習する機会の充実
 - ・人権に関する教育についての実践成果の活用
 - 各種研修会や会議等における人権に関する教育の推進に係る成果の普及啓発 など
- 児童が自主的に行う学級会や児童等において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を 推進する。
 - ・児童がいじめの問題について理解を深める活動の実施
 - ・いじめの根絶について児童会が主体となった取組の推進
 - ・各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模、町内の子ども会議への児童の参

加など

- 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・日頃から交流及び協働学習を行うなどの取組により、障がいのある児童と障がいのない児 童がともに尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについて教職員の個々の児童の障がいの特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童,国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、 それらのいじめが行われることがないよう教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知
 - ・被災児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、 悲哀児童に対するいじめの未然防止・早期発見 など
- いじめを防止すことの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、 教職員への研修等を実施する。
 - ・外部専門家を活用した児童を対象とした講演会等の開催
 - ・PTAを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
 - ・地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
 - ・他校の教育実践発表会や道研の研修講座,町内の生徒指導研究協議会等の研修会への教職 員の参加 など

(5) 早期発見のための取組

① いじめの積極的な認知

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

② いじめの実態把握

日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努め、児童手の定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態 把握に取り組む。

[信頼関係の構築]

- ・教職員と児童が触れ合う機会・時間の確保
- ・「いじめ防止対策委員会」における児童に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聞き取り方法や記録に係る研修 など

③ アンケート調査

○ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の

検証及び組織的な対処方法について定める。

- アンケート調査や個人面談における児童の SOS の発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- アンケート調査実施に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。

[アンケート調査の実施]

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目・回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫

[教育相談の充実]

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童の状況 や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮 など

④ その他の取組

- いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
 - ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研 修の計画的な実施
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施など
- プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケット の遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
 - ・児童のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
 - ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料を活用した児童への指導及び保護者への啓発の 実施 など
- いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童や地域の状況を踏まえた目標を設定 し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り 組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然 防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価さ れるよう留意する。
 - ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
 - ・評価項目や寒天の改善 など
- 教職員がいじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童館の人間関係に関する悩みを含む。)を学校の「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
- いじめの意見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。 *別添3
 - ・学校の「いじめ防止基本方針」や早期発見・対処マニュアルに情報提供の手段や共有すべ き内容を明記
 - ・学校の「いじめ防止対策委員会」における迅速な確認、対処
 - ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すための継続的な観察・見守りの取組
 - ・いじめを受けた児童の気持ちを理解させる指導

- ・いじめを行った児童や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導 など
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめ防止等のための取組を進める。
 - ・他校や関係機関等との情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
 - ・地域の生徒指導連絡協議会等の既存の組織を活用した学校間の情報共有
 - ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など
- いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
 - ・学校の「いじめ防止対策委員会」等を中心とした組織的、継続的な対応 など
- いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援,いじめを行った児童の保護者 に対する助言を行う。
 - ・迅速な保護者への連絡
 - ・入学式や各年度の開始時等における,学校の取組やいじめの未然防止や早期発見・事案対 処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
 - ・学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明 など
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
 - ・いじめを行った児童や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所を変更した指導
 - ・いじめを受けた児童や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所の復元
 - ・児童の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
 - ・不登校児童に対する学校復帰に向けた指導,及び計画的・組織的な学習指導の実施 など

(6) 保護者, 地域住民への啓発

① 保護者の責務

家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有する。

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があること や自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
 - 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして 基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の 保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童を見守り支える。

② 地域の役割

○ 地域住民等は、日頃から、児童が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の 役割や存在を感じることができるよう、児童が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係 者や関係団体等とが連携する既存の組織等などを活用するなどして提供する。

- 地域住民等は、児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童が異世代の交流や社会体験活動、文化、スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 地域住民等は、学校と連携を図り、地域における児童の現状や問題に適切に対応する方法 について共通理解を深める。
- 地域住民等は、児童に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 地域住民等は、児童がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、本校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童の抱える問題の解消に努める。
- 地域住民等は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 地域住民等は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。
- (7) 日常の指導体制(未然防止、早期発見) * 別添1

3 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、道の基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

- (1) 重大事態への対処 * 別添2 別添4-2
 - *調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断による。
 - *附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による。
 - 調査は、事実関係を明確にするために行われるもので、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために行う。
 - 情報提供については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
 - この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、本校が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
 - 本校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
 - 調査を行うための組織や附属機関の設置については、重大事態が起きてから急遽調査を行う ための組織を立ち上げることが困難であることから、本町における「いじめ対策連絡協議会」 を通じて調査を行うための組織等の委員を確保するなど、地域の実情に応じて、平時から調査 を行うための組織を設置しておく。
 - 詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」による。
 - (2) 重大事態の定義【「いじめ防止対策推進法」(28条)に規定されているとおり】
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合(自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。
 - ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。
- (3)「八雲町子どものいじめ防止条例」に基づくいじめを認知した場合の報告フロー図

*別添4-1

いじめを認知した場合は、フロー図に従い、町教委に報告する。

4 その他

- (1) 学校評価における留意事項
 - ① 日常の取組
 - チェックリスト (別添5) 別添6) を利用し、いじめ問題に関する取組を評価する。
 - 定期的にアンケート等を実施し、評価結果から全教職員で改善策を検討し、課題を克服する実践につながるPDCAサイクルを確立する。
 - ② 学校評価(自己評価及び学校関係者評価) 職員の自己評価及び学校関係者評価で取組を評価し、保護者及び設置者に公表する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の改定

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としている。

道においても、条例第 11 条第 7 項及び道の基本方針の「II 1(1)ア」の規定により、いじめの防止等に関する道の施策や学校の取組、重大事態への対処等、道の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行うとしている。

これを受けて、学校の「いじめ防止基本方針」についても、国及び道の見直しによる改定があった場合を含め、必要に応じて改定を行う。

5 八雲町立野田生小学校「学校いじめ防止基本方針」(要約版)

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れが ある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるい じめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ の問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながら放置してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず,すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように,保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、学校が組織的に適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している<u>当該児童等と一定の人</u>的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が<u>心身の</u>苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

- ① 学校におけるいじめの防止
- (ア) いじめを許さない, 見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (イ) 児童の豊かな心と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全 ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ, 児童一人一人の自己有用感を 高め, 自尊感情を育む教育活動を推進する。

② いじめの早期発見のための措置

※ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階から的確に関わりを持ち、積極的に認知する。

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ○児童対象いじめアンケート調査 年2回(5月・11月)
- ○保護者対象いじめアンケート調査 年2回(5月・11月)
- ○児童相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年2回(7月・12月)

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

- ○校内いじめ相談窓口の設置
- ○八雲町子育て支援センター所員の活用
- (ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、関係資料の提供等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任、(PTA三役・学校評議員)

<活動>

- ○いじめの早期発見に関すること (アンケート調査, 児童相談等)
- ○いじめ防止に関すること。
- ○いじめ事案に対する対応に関すること。
- ○いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ○学校いじめ防止基本方針に関わる取組の検証と見直しに関すること

<開催>

隔月1回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ を受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助 言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされているものと する。
 - ○いじめに係わる行為が止んでいること
 - ○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を, 八雲町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。(必要に応じて外部機関と連携)
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報 を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

アいじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成 2 5年 1 2月 1 日策定 平成 3 0年 4月 1 日改定 令和 2年 9月 3 0 日改定 令和 2年 1 2月 1 0 日改定 令和 3年 3月 2 9日改定

6 いじめ防止のための全体計画

法令に示された学校教育の目的・目標

日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学校教育法施行令 学校教育法施行規則 学習指導要領 いじめ防止対策推進法 北海道いじめの防止等に関する条例 北海道教育のめざす姿 渡島教育のめざす姿 人雲町教育目標

各 教 科

互いの立場や考え

を尊重しながら言

葉で伝え合う力を

高め,豊かな心情を

社会の一員として,

主体的に生きる力

自主的に考え, 責任

をもって行動する

生命や愛護, 生命の

連続性や神秘性を

感じ, 生命を尊重す

自分のよさや可能

性に気づき, それら

を育てようとする

豊かな情操を育て

多様な表現と鑑賞

のプロセスからよ

さや美しさを感じ

取れるようにする。

生活の自立をめざ

し,生活をよりよく 豊かに創造しよう

とする能力と態度

自他の生命を尊重

し, 主体的に他者と

かかわっていこう

とする態度を養う。

自他の文化を理解

を養う。

る態度を養う。

心情を育てる。

育てる。

を育む。

態度を養う

笪

楽

义

語 3 る。

る。

教 育 目 標

「知・徳・体の調和のとれた豊かな人格の育成を目指して」

- 〇 (考える子) 鋭く見つめ、よく考えて創造する子 [知]
- (正しい子)豊かな心を持ち,正しく生きる子 [意]
- (強 い 子) 健康でたくましい実践力を持った子 [体] ○ (仲よい子) 力を合わせ, 磨き合い, 助け合う子 [情]

児童の実態 保護者・地域の願い 教職員の願い CSの日 特末 15 幸俸

CS の目指す 15 歳像 自ら考え、自他を認め、 思いやりと強くたくまし い体をもつ若者

重点教育目標

進んで学び 友だちと共に 高め合う子 ~動きだそう 自分から~

いじめ防止のための基本施策

- ○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ○児童の豊かな心と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ○保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ, 児童一人一人の自己有用 感を高め, 自尊感情を育む教育活動を推進する。

本校の教育課題

道徳教育のめざす姿

- ○自己を見つめ希望と夢をもって、より高い目標の実現をめざし努力しようとする子
- ○思いやりや謙虚な心をもち、互いに信頼し合って、協力し助け合おうとする子
- ○生きることを喜び、自他の生命を尊重しようとする子
- ○公共心や公徳心を養い、進んで働き、よりより社会を築こうとする子

学年の目標

- ○よいことと悪いことの区別をし、よりと思ったことは進んで 行おうとする。
- 1 ○気持ちのよいあいさつ,言葉遣いや動作などに心掛けて明る ・ く接するとともに,日頃世話になっている人々に感謝しよう 2 とする。
- F ○生きることを喜び,生命を大切にしようとする。
 - ○約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にしようとする。
- ○正しいと判断したことは勇気をもって行うとともに,過ちは 素直に改め,正直に明るい心で元気に生活しようとする。
- へくしている。○ へくしている。○ へくしている。○ へんしている。○ へんしている。○
- 年 〇生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にしようとする。 〇約束や社会の決まりを守り、公徳心を持とうとする。
 - ○より高い目標を立てて、希望と勇気をもってくじけないで努
- 力しようとする。
- ○だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親5 切にしようとする。
- · ○生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を ・ 尊重しようとする。
 - ○公徳心をもって法やきまりを守り、進んで義務を果たすとと もに、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たそ うとする。

道徳の時間の指導の方針(補充・深化・統合)

道徳教育の要として,全教育活動における道徳教育と密接な関連を 図りながら,計画的,発展的な指導によってこれを補充,深化,統合 し,道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め,道 徳的実践力を育成する。

家庭・地域との連携 学級経営 学校環境の充実

特別活動

自発的・実践的活動,体験的な活動を通して,健全な自主性,豊かな社会性を身に付け個性の伸長を図る。

学 学究生活,学校生活を豊か にし,基本的な生活習慣や 望ましい人間関係を育成 する。

楽しく豊かな学校生活を 築くために話し合い、進ん でみんなのために尽くそ うとする態度を養い、協力 して解決していく実践的 な態度を養う。

クラ 異学年集団の子ども達が 相互に興味関心を高め、協 力し合う中で、望ましい道 動 徳性を育てる。

各種行事に積極的に参加 して、集団への所属意識を 高めながら、体験的な活動 を通して、自立的態度、勤 労、奉仕、公徳心を養う。

総合的な学習の時間

「愛情と信頼に基づく明る く楽しい学校」の実現をめざ し、子ども自身の課題による 問題解決的な学習を通して、 自分自身を見つめ、互いに認 め合い、高め合うことの意識 に気づくとともに、自分の価 値観を高め、自己の生き方を 探求する。

し, コミュニケーションを図ろうとする。

- 40 -

7 年間指導計画

| 月 関連する行事等 主な取組 道徳学習内容 「主題名」(学年)【重点内容項 4 始業式・入学式 職員会議~「学校いじ め基本方針」確認 「相手を思いやって」(中学年)【親切,思いや 「相手の立場に立って」(高学年)【親切,思いやり】 「人とともに」(低学年)【親切,思いやり】 「分けへだてなく」(中学年)【公正,公平,社いじめ防止委員会(集計・検討) | - - 9] |
|--|----------------|
| 1年生を迎える会 め基本方針」確認 「相手の立場に立って」(高学年)【親切,思い 5 クリーン作戦① 学級・生徒指導交流会いじめアンケート実施いじめアンケート実施いじめ防止委員会(集計・検討) 「人とともに」(低学年)【親切,思いやり】「分けへだてなく」(中学年)【公正,公平,社会、 | · - |
| いじめアンケート実施 いじめ防止委員会(集 計・検討) | |
| <必要に応じ「いじめ | |
| 6 運動会 職員会議~いじめアン 「友達と仲良く」(低学年)【友情,信頼】 「誰とでも」(低学年)【公正,公平,社会主義 「友だちと助け合って」(中学年)【友情・信頼 「相手を思いやって」(中学年)【親切,思いや「豊かな人間関係をつくる」(高学年)【友情・ | 頁】 9り】 2 時間 |
| 7 遠足 なかよし学習① 水泳学習 祭典スポーツ交流 PTAキャンプ 校区内巡視 にあめ防止対策委員会 がはからし、(低学年) 【生命の尊さ】 「赤を大切に」(中学年) 【生命の尊さ】 「かけがえのない命を尊重する」(高学年) 【生 | 三命の尊さ 】 |
| 8 水泳学習 校区内巡視 合同宿泊研修 | |
| 9 ふれあいの集い 収穫祭 クリーン作戦② | |
| 10 なかよし学習② 学級・生徒指導交流会 いじめ防止対策委員会 | |
| 11 学芸会 いじめアンケート実施 いじめ防止対策委員会 (集計・検討) (本要に応じ「いじめ 防止対策委員会」を開く> | |
| 12 子ども会クリスマ 職員会議〜いじめアン | 三) 自由と責任】 |
| 1 スキー教室 校区内巡視 PTA雪上運動会 | |
| 2 スキー遠足 | |
| 3 6年生を送る会 卒業式 「大切な命」(低学年)【生命の尊さ】 | |

管理職

- ○学校いじめ防止基本方針
- ○風通しのよい職場
- ○いじめを許さない姿勢
- ○保護者・地域との連携

いじめ防止対策委員会

【構成員】校長,教頭,生徒指導担当 養護教諭,当該学級担任 PTA 三役,学校運営協議会委員

- ○学校いじめ防止基本方針改善
- ○年間指導計画の作成
- ○校内研修会の企画・立案
- ○いじめアンケートの実施
- ○調査結果,報告等の情報整理・分析
- ○いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ○配慮児童への支援方針
- ○校内いじめ相談窓口

早期発見

【結果報告】

教育委員会

【緊急対策】

いじめ対策

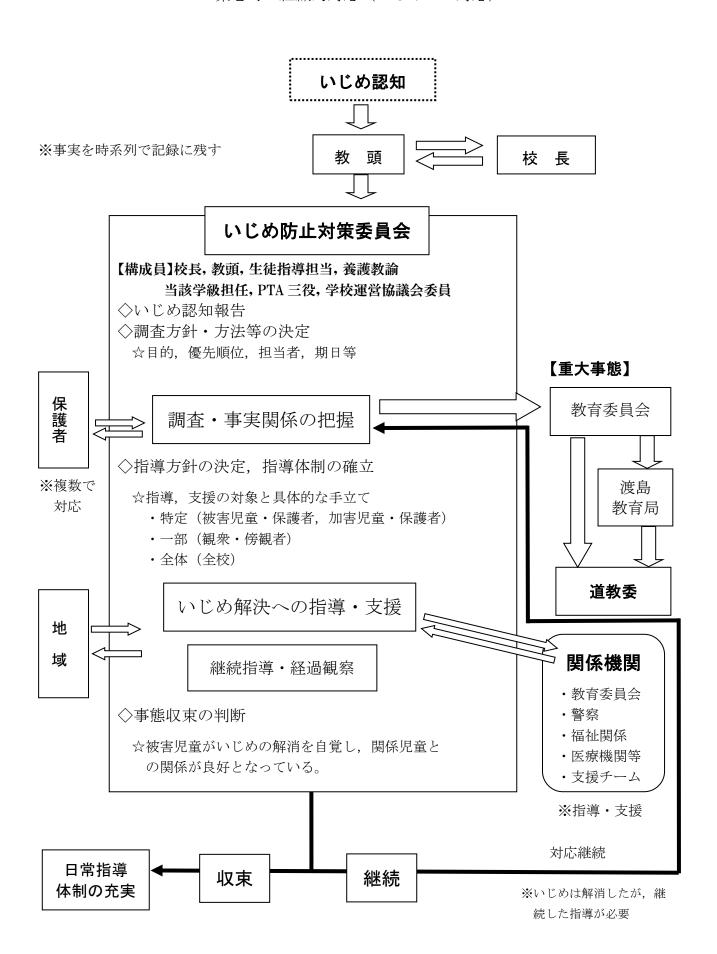
委員会

《いじめ(の「芽」)の発見・認識》

- ◇情報の収集
 - ・教職員の観察による気づき
 - ・保護者や地域からの情報
 - ・相談・訴え(児童・保護者・地域等)
 - ・アンケートの実施(前・後期) チェックリスト/電話/手紙/連絡帳/ 面談/日記/直接報告/アンケートなど
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮児童の実態把握
 - 進級時の引継ぎ

未然防止

- ◇学級経営の充実
 - ・学びに向かう姿勢の確立
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動・道徳教育の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・思いやりの心を育てる道徳教育の実践
- ◇人権教育の充実
 - 人権意識の高揚
- ◇保護者・地域との連携
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・学校公開の実施
- ◇関係機関との連携
 - ・八雲町子育て支援センター



正確な事実関係などの把握

- ・「いじめ」はいつ頃からか
- ・誰が誰に、どのようなことをしたのか
- ・動機や理由は何か
- ・周辺の子供の状況はどうであったか
- その時、どう感じたか
- ・今、どう思っているか

いじめられる側といじめる側の個別指導

- ・事実を整理し、学校としての指導方針を示す
- ・いじめられる側に安心感を与える

いじめられる側の親への対応

- ・速やかに事実を告げ、学校の指導に落ち度があれば 謝罪する
- ・学校の対応と指導の方向性を理解してもらう

いじめる側の親への対応

- 事実を伝える
- いじめられる側の子供と親の心情をわかって もらう
- ・子供の指導や家庭における教育の見直しについて、 具体的に助言する
- ・今後の学校の指導の方向性を示し、理解してもらう

いじめの外側にいる子どもへの指導

- 三原則 を確認する
- ・いたわり、思いやりの心を育てる
- ・事実を伝え、集団としての在り方を考えるよう促す

いじめられる側の子どもへの 援助的指導

- ◇つらい気持ちを共感的に理解し、いじめられる原因を模索する
 - ・受容的な態度で訴えを聞く
 - ・学級、学年等の協力体制を整えて本 人に安心感を持たせる
 - なぜいじめられたのかを共に考える
 - ◇徐々に行動の活性化を図る
 - 教師の積極的な働きかけなどから行動が積極的になるよう促す
 - ◇よい点を見つけ、励まし、自信を持つ よう援助する
 - ・達成感や満足感を味わわせるように 接する
 - ◇対人関係の確立、拡大を図る
 - ・教師や友人との関係が安定するよう 接し、人間関係の拡大を図る
- ◇自己主張ができるようにする

いじめる側の子どもへの指導

- ◇いじめの事実を確認する
 - ・いじめの行為の事実を問いただす
- ◇いじめの動機や理由を聞く
 - ・本人の心の内面を理解する
 - ・善悪の区別をはっきりさせる
- ◇欲求不満や不信感などを増大させて いる要因をつかむ
- ◇ストレス解消について考えるよう働きかける
- ◇いじめは絶対にいけないことを心情 的に理解させる
- ◇対人関係の改善を図る

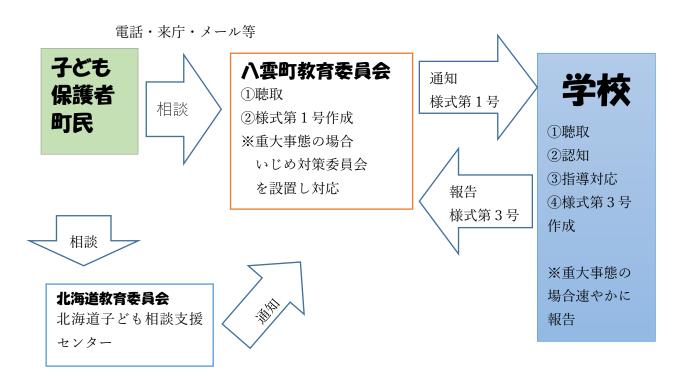
三原則

「いじめを許さない」 「いじめられた者を責めない」 「傍観者的な態度は許されない」

*資料【いじめが発生した場合の指導の手順】による

「八雲町子どものいじめ防止条例」に基づくいじめを認知した場合の報告フロー図

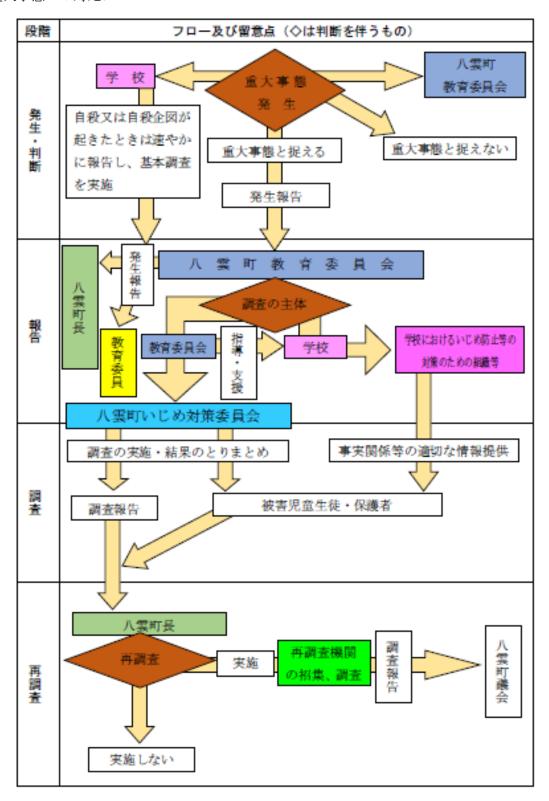
(1) 教育委員会に設置した「いじめ相談電話」等で相談があった場合



(2) 各学校において、アンケート調査や、児童生徒、保護者、地域からの相談で認知した場合

アンケート調査の実施 教育相談の実施 児童生徒観察 子ども 八雲町 報告 学校 調査 様式第2号 教育委員会 保護者 相談 ①聴取 町民 ①聴取 ②様式第1号作成 ②認知 ※重大事態の場合 ③指導対応 いじめ対策委員 ④様式第3号作成 報告 会を設置し対応 相談 様式第3号 ※重大事態の場合速 やかに報告

(3) 重大事態への対処フロー



別添5

いじめの早期発見のためのチェックリスト

〈記入日 年 月 日〉

| | 日常の行動や様子等 | | |
|---|---|--------|-----|
| | | | 児童生 |
| | 遅刻・欠席・早退が増えた。 | (| |
| | 保健室などで過ごす時間が増えた。または、すぐに保健室に行 | きたがる。 | |
| | 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または、 | 訪問する。(| |
| | 教職員の近くにいたがる。 | (| |
| | 登校時に,体の不調を訴える。 | (| |
| | 休み時間に一人で過ごすことが多い。 | | |
| | 交友関係が変わった。 | (| |
| | 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする | 3. | |
| | 表情が暗く,元気がない。 | (| |
| | 視線をそらし,合わせようとしない。 | (| |
| | 衣服の汚れや擦り傷,傷み等が見られる。 | (| |
| | 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたり |)する。 | |
| | 体に擦り傷やあざができていることがある。 | (| |
| | けがをしている理由を曖昧にする。 | | |
| | 授業や給食等の様子 | | |
| | 教室にいつも遅れて入ってくる。 | (| |
| | 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 | (| |
| | 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 | (| |
| | グループ編成の際に,所属グループが決まらず,孤立する。 | (| |
| | グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | (| |
| | 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 | (| |
| | 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 | (| |
| | 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 | (| |
| | ~~ \^ - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | (| |
| _ | | (| |

別添6

いじめの問題への対応チェックリスト

〈記入日 月 \exists 年

いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

| 1 教職員集団に関わる要件 |
|--|
| □ 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。 |
| 口 全ての教職員がいじめの定義を理解している。 |
| □ 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。 |
| □ 全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。 |
| ロ 「学校いじめ対策組織」の会議が定期的に開催されている。 |
| 口 「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。 |
| 2 いじめの早期発見のための要件 |
| □ 児童にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。 |
| □ いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関する児童に対する個人面談が確実 に実施されている。 |
| □ 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。 |
| 3 いじめの事案対処のための要件 □ 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっ |
| |
| □ いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有 |
| したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。 |
| □ 「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。 |
| □ 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。 |
| 口 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。 |
| 4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件 |
| ロ 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。 |
| □ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を |
| 取組の改善に役立てている。 |
| ロ 学校いじめ防止基本方針を児童、保護者、地域住民等に確実に周知している。 |
| 口 「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童、保護者、地 |
| 域住民等に確実に周知している。 |